

議題 3

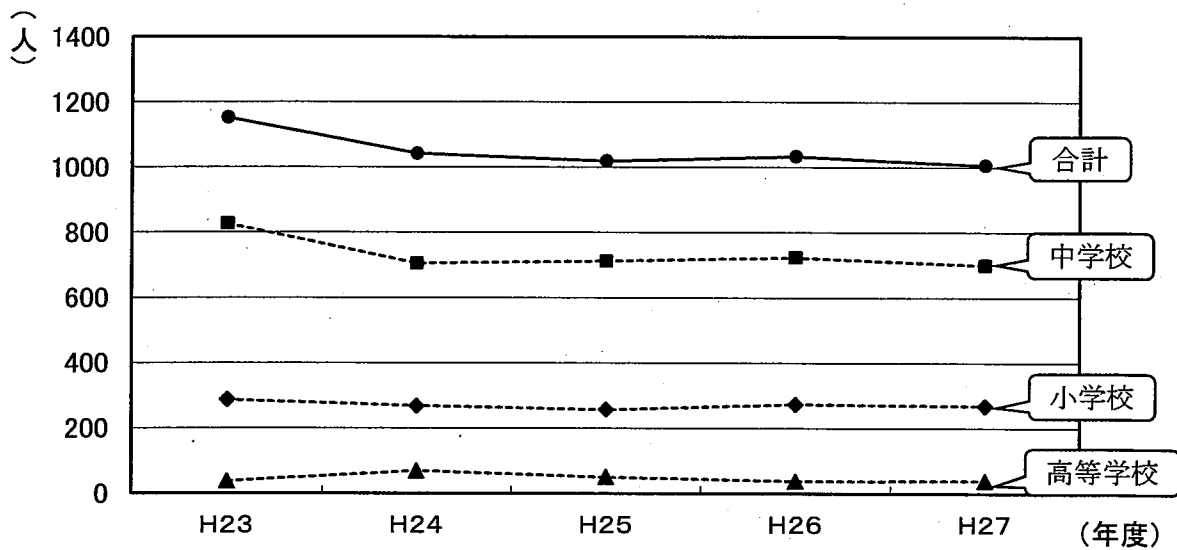
平成 28 年 9 月 30 日
 学校教育部生徒指導課

平成27年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況(速報値)について(報告)

1 不登校の状況

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。
 なお、不登校児童生徒数は「不登校」を理由として、30日以上欠席した者の数である。

不登校児童生徒数の推移



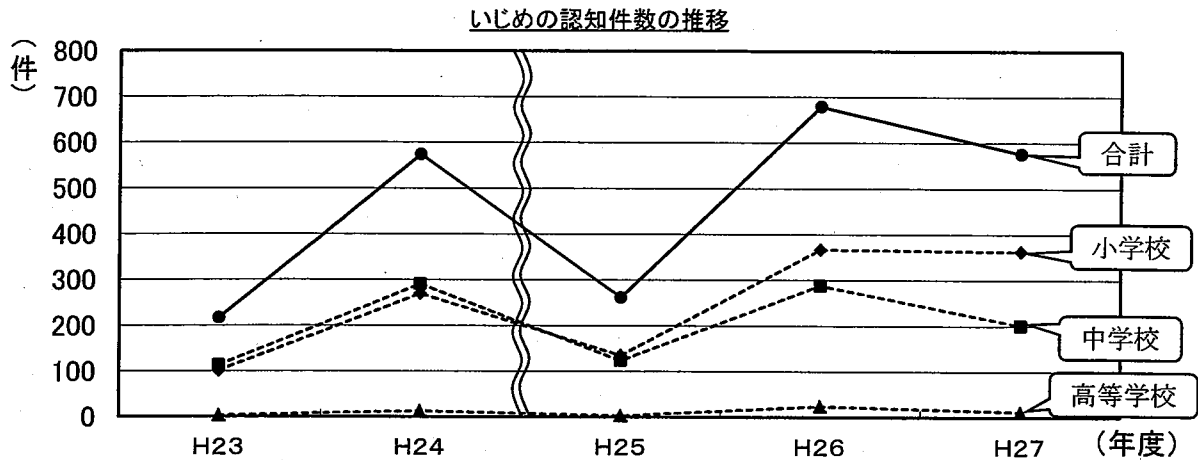
	区分	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	人数	287人	268人	257人	273人	268人
	割合	0.43%	0.41%	0.39%	0.42%	0.41%
中学校	人数	827人	705人	712人	723人	699人
	割合	2.82%	2.41%	2.44%	2.48%	2.39%
高等学校	人数	38人	69人	50人	38人	39人
	割合	0.64%	1.16%	0.84%	0.64%	0.66%
合計	人数	1,152人	1,042人	1,019人	1,034人	1,006人

平成27年度の不登校児童生徒数は、小学校268人、中学校699人、高等学校39人、合計1,006人であり、平成26年度と比較して全体で28人減少している。

全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合は、平成27年度は前年度に比べ、小学校では0.01ポイント、中学校では0.09ポイント下がっているが、高等学校では0.02ポイント上がっている。

2 いじめの状況

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。



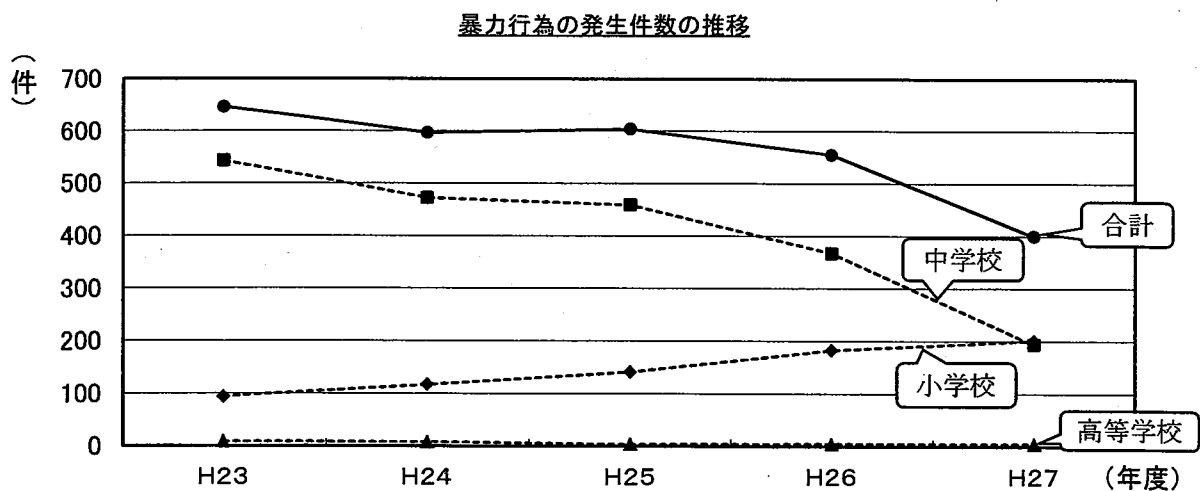
※ 平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、いじめの定義が変更されている。
(件)

区分	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	101	270	135	367	363
中学校	113	291	124	288	201
高等学校	3	13	3	24	12
合計	217	574	262	679	576

平成27年度のいじめの認知件数は、小学校363件、中学校201件、高等学校12件、合計576件であり、平成26年度と比較して全体で103件減少している。

3 暴力行為の状況

暴力行為とは、児童生徒が起こした暴力行為を指すものとし、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の形態に分類して実態把握している。



(件)

区分	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	94	117	141	183	201
中学校	543	472	459	367	194
高等学校	9	8	4	5	5
合計	646	597	604	555	400

平成27年度の暴力行為の発生件数は、小学校201件、中学校194件、高等学校5件、合計400件であり、平成26年度と比較して全体で155件減少している。